

## 平成25年度 第5回大和市環境審議会 議事録

- . 開催日時 平成26年3月19日(水)午後2時00分～午後3時20分
- . 開催場所 大和市役所5階 第6会議室
- . 出席状況 委員 9人  
池田勝彦委員(会長)、小杉皓男委員(職務代理)、大崎隆委員、  
小川典子委員、佐藤正典委員、島田美保委員、関猛彦委員、  
内藤則義委員、細田徹委員  
事務局(担当課含む): 環境農政部長ほか8人

- . 公開・非公開の状況  
公開            非公開            一部非公開

### . 審議又は検討の経過及び結果

#### A. 会議次第

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 諮 問
- 4 議 題  
・大和市都市公園条例の一部改正について(審議)
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

#### B. 資 料 ・ 諮 問 書

- ・大和市都市公園条例
- ・意見公募(パブリックコメント)

( 資料等は複数ページに渡るため掲載しておりませんが、市役所環境総務課で閲覧できますので、事前に連絡のうえお越してください。)

#### C. 審議内容など

「大和市都市公園条例の一部改正について」に係る諮問が審議会に対して行われた。その後、内容について審議を行い、「大筋については、適正である。」という方向性が確認された。

## (1) 大和市都市公園条例の一部改正についての意見・質疑等

委員 平成25年9月大和市議会第3回定例会において、今回同様大和市都市公園条例の一部改正議案が上程され、引地川公園ゆとりの森における、テニスコート・中規模多目的広場・バーベキュー広場についての利用料金等が審議された。その内容を審議に入るまえに報告いただきたい。

事務局 市議会では、すべて原案のとおり可決されたことを報告する。

なお、バーベキュー広場などのごみ処理方法に関して質問があったが、できるだけサイクルに努めていくということでご理解いただいた。

また、中規模多目的広場の利用料金の上限額について、小人1回100円とあるが、子供たちが無料で自由に遊べる広場として考えるべきではないのかという意見があり、現在7月のオープンに向け、無料開放日の設定ができるかどうか、検討を進めている。

委員 利用料金は、どのような基準で算出しているのか。

事務局 有料公園施設の利用料金については、市内の施設はすべて「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の基準式に基づいており、考え方はその施設の維持管理費と利用率から割り返し1面・1時間当たりの金額を算出している。大規模多目的スポーツ広場においては、利用時間を午前9時から午後9時までの12時間とした場合で、1面1時間4,000円と算出している。また、ナイター料金についても維持管理費に電気料金を加え、同様の算出方法により、利用時間を午後6時から3時間とした場合で、1面・1時間3,500円と算出している。

なお、中規模多目的スポーツ広場のナイター料金についても大規模と同様に算出している。

委員 利用料金の上限額ということは、料金に幅があるのか。

事務局 指定管理者が、この上限額の範囲で料金設定できるため、上限額としている。

委員 指定管理者に運営はまかせられており、市民以外は料金倍額とあるが、隣接する綾瀬市との関係はどのようになっているのか。

事務局 綾瀬市民が利用する時は倍額になる。また、綾瀬市は整備が完了し、テニスコートは既にオープンしている。利用料金は、1面1時間700円で市民以外は料金倍額のため大和市民が利用した場合の料金は1,400円である。料金については、他市の状況も参考になっているが、市ごとに設定しており、大和市内のスポーツ施設では全て市民以外は料金倍額である。

委員 綾瀬市がすでに利用料金の値上げをしたということだが、理由は承知しているか。

事務局 把握していない。

委員 有料公園施設の利益収入や、施設の修理費用の負担先など市と指定管理者との関係はどのようになっているのか。

事務局 ゆとりの森は市が整備し、指定管理者が管理運営する公園であり、利益は指定管理者の収入となり、修理費用については、協定書で分担する内容について定めているが、基本的な維持管理費は指定管理者が負担する。

委員 「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」の基準式に基づくと利用料金の50%を市が負担しているというが、指定管理者に収益がでた場合は市の負担をなくすことはあるか。

事務局 市内にはスポーツ施設があまり多くないこともあり、利用者の負担割合が管理経費等の50%というのは適正であると考えている。  
指定管理者に収益がでる場合もあるが、損出がでることもある。それを調整することはない。管理が適正に行われているかどうかについては、毎年、当審議会に諮っている。  
また、利用率が想定と大幅に異なっていた場合、次回の協定に際して、予定価格に反映させる。

委員 利用料金は今後見直すのか。

事務局 大和市では「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化方針」では、3年に一度見直すことになっているため、定期的な検証は行っていく。

委員 中規模多目的スポーツ広場は光が拡散しないタイプの照明灯の使用で設置が可能となったとのことだが、シミュレーションなどは行ったのか。  
また、過去そのような事例があるのかなど海上自衛隊との協議が整った経緯

を教えてください。

事務局 明るさなどの数値的な基準はないようである。操縦士が目視したときの予想ルクスを示し交渉したなかで、認められた。

委員 供用開始後、海上自衛隊からクレームなど要請があった場合、時間的制約を受けることは考えられるのか。また、これは要望になるが、完成後には点灯試験を行ってほしい。

事務局 そのような場合には、協定書の見直しを行うことになるが、安心・安全の確保のため完成後には何らかの試験は行ってほしい。

委員 航空機の運航は、光量の大きさではなく照明がライン上になっていると滑走路と間違われる危険性が生じる。

事務局 安全を十分確保し、施設をオープンしていく。

委員 夜間利用時の救急対策は問題ないか。

事務局 仲良しプラザの開館時間である午前9時から午後9時までのなかで指定管理者がAEDの活用も含め管理していく。

委員 夜間については、個人利用を規定せずとあるが、利用できないということか。

事務局 そのとおりである。

委員 仲良しプラザのシャワー室が2室というのは、施設の規模に対して少ないように思うが、あまり使われていないのか。

事務局 現状、1ヶ月に1人使うかどうかである。今後新たな施設のオープンに伴い利用者が増えた場合には、対応を考えていく。

委員 駐車場については、東側・南側とせず「ゆとりの森の駐車場」で統一するが、園内は広いので、利用者にはわかりやすく掲示板には表示してほしい。

事務局 了解した。

委員 泉の森について確認したい。泉の森は現在、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団が管理運営を行っているが、ゆとりの森も同財団が指定管理者となることはあるのか。

事務局 指定管理施設は公募による選定を行うため、指定管理者選定委員会において同財団が選定されれば指定管理者となる。

委員 多くの公募があるのか。

事務局 前回ゆとりの森の指定管理者を募集した際に申し込みがあったのは、公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団、日産・相鉄・ベルマーレ協同事業体、株式会社日比谷アメニス の 3 団体であったが、指定管理者選定委員会において日産・相鉄・ベルマーレ協同事業体が選定された。

委員 次回の審議会はパブリックコメントが反映される日程か。

事務局 パブリックコメント終了後に開催する予定である。

委員 今後のPRはどのようにしていくのか。例えばFMやまとで放送すれば効果的ではないか。

事務局 指定管理者と検討していきたい。

委員 多くの市民が利用してくれる安心・安全な公園であってほしい。

【以上で質疑終了】

【質疑終了後、大和市都市公園条例の一部改正について、大筋は適正である旨の賛同を得る】

## (2) その他

次回の環境審議会の開催予定について事務局から説明を行った。

< 閉会 >